

シチズングループ
グリーン調達基準書

改訂第 10.1 版発行 2016 年 4 月 1 日

シチズンホールディングス株式会社

1. 本基準書の目的

シチズングループ各社が、「グリーンお取引先」から「グリーン調達品」を優先的に購入するための基準書「シチズングループグリーン調達基準書」を定めます。

ここで「グリーンお取引先」とは、積極的に環境管理活動に取り組んでいるお取引先を示します。また、「グリーン調達品」とは、各種環境関連法規制に適合し、かつ環境負荷の少ない調達品（製品、部品、部材、調剤、原材料、梱包および副資材など）を示します。

2. 本基準書の適用範囲

適用範囲は、シチズングループ各社の製品及び製品を構成する部品・原材料、最終製品に使用する包装材、付属品等とします。

設備及び事務用品についてはこの基準書の適用外とします。

（設備及び事務用品は別途基準を設け調達します）

3. グリーン調達基準

(1) 調達品の評価

シチズングループでは、調達品の含有化学物質について、そのリスクに応じて、ランク 1 からランク 3 の基準を設けています。調達品には、そのランクに応じた含有化学物質の管理をお願いします。

1) 化学物質管理基準のランク 1

一切の含有を禁止する物質です（付属書 I に記載）。

2) 化学物質管理基準のランク 2

条件（閾値、含有部位等）付で含有を制限する物質です（付属書 II に記載）。

3) 化学物質管理基準のランク 3

含有量、含有部位が把握・管理され、その正確な情報の提供が必要とされる物質です。

原則として JAMP（アーティクルマネジメント推進協議会 Joint Article Management Promotion-consortium, URL: <http://www.jamp-info.com/>) で定めた化学物質管理基準にあげられた物質です（付属書 III に記載）。

(2) お取引先の評価

1) 環境管理体制

外部認証機関による認証取得（ISO14001 など）の有無にかかわらず、環境管理のシステムを持つか、または具体的な取得計画があるかを確認いたします。

2) 工程における有害物質の不使用（化学物質管理基準のランク 4）

工程におけるオゾン層破壊物質および有機塩素系洗浄剤（付属書 IV に記載）を使用していないことを確認いたします。

4. お取引先へのお願い事項

(1) グリーン調達品の確認

- ・ ランク 1 およびランク 2 の含有禁止物質を含有している調達品は購入できません。グリーンお取引様におかれましては、取引開始にあたり事前に、ランク 1 に対応した「含有禁止物質不使用保証書」およびランク 2 に対応した「非含有保証書」の提出をお願いします。提出書類は下

記の URL からダウンロードしてください。

<http://www.citizen.co.jp/social/kankyo/green.html>

- ・ シチズングループへ納入される調達品については、個々の調達品について、原則として JAMP が推奨する情報伝達シート (AIS: Article Information Sheet または MSDS Plus: Material Safety Data Sheet plus) の提出をお願いします。成分は 100%開示していただくことを原則とします。開示された成分合計が 100%に満たない場合や、成分が特定できない項目 (「合成樹脂」「顔料」などと表示されているもの) がある場合は、JAMP の化学物質管理基準が変更される都度、シートの再提出をお願いすることになります。

JAMP が推奨する情報伝達シートについては、次の URL を参照してください。

<http://www.jamp-info.com/>

- ・ 個別の製品、用途により、本基準書に含まれていない内容に関する文書の提出をお願いする場合があります。

(2) お取引先の環境管理体制、工程中の有害物質不使用の確認

- ・ 「グリーン調達環境活動調査書」の提出をお願いします。

グリーン調達環境活動調査書は下記の URL からダウンロードしてください。

<http://www.citizen.co.jp/social/kankyo/green.html>

- ・ 必要に応じて、環境管理体制に関する監査・調査を実施することがあります。その際は、事前にご連絡を差し上げ、同意のもと実施させていただきます。

(3) 各種書面の提出

各社担当部門より、提出書面の種類、提出期限、提出先などを個別にご案内いたします。

(4) 提出書面の更新

法規制などの変更に伴い、各種保証書や情報伝達シートを再提出していただくことがあります。

5. 問合せ先

「シチズングループグリーン調達基準書」に関するご質問は下記へお願いします。

シチズンビジネスエキスパート株式会社 環境マネジメント室

〒188-8511 東京都西東京市田無町 6-1-12

Phone 042-468-4908(直通)

Fax 042-468-4655

グリーン調達基準書改訂記録

初版発行	2004年6月1日
改訂第2版発行	2005年3月15日
改訂第3版発行	2006年5月24日
改訂第4版発行	2007年4月24日
改訂第5版発行	2008年4月17日
改訂第6版発行	2009年6月1日
改訂第7版発行	2010年1月27日
改訂第8版発行	2010年11月24日
改訂第9版発行	2012年9月24日
改訂第10版発行	2014年4月1日
改訂第10.1版発行	2016年4月1日

発行部署 シチズンビジネスエキスパート株式会社環境マネジメント室

付属書 I 化学物質管理基準のランク 1 に該当する含有禁止物質

対応法規制：化審法第 1 種特定化学物質、労安法製造禁止物質、オゾン層保護法の特定物質但し
モントリオール議定書の付属書 C-I を除く

	化学物質	CAS No.	主な法規制等	主な環境影響	主な用途
1	アルドリン	309-00-2	化審法(*1)	難分解性、高蓄積性	殺虫剤
2	エンドリン	72-20-8	化審法	難分解性、高蓄積性	殺虫剤
3	クロルデン類		化審法	難分解性、高蓄積性	白アリ駆除剤等
4	ディルドリン	60-57-1	化審法	難分解性、高蓄積性	殺虫剤
5	ヘキサクロロベンゼン	118-74-1	化審法	難分解性、高蓄積性	殺虫剤等原料
6	DDT	50-29-3	化審法	難分解性、高蓄積性	殺虫剤
7	N,N'-ジトリル-パラ-フェニレンジアミン		化審法	難分解性、高蓄積性	ゴム老化防止剤、 スチレンブタジエンゴム
8	2,4,6-トリ-ターシャリ-ブチルフェノール	732-26-3	化審法	難分解性、高蓄積性	酸化防止剤その他の調製添加剤 (潤滑油用又は燃料油用のもの に限る。)、潤滑油
9	トキサフェン	8001-35-2	化審法	難分解性、高蓄積性	殺虫剤、殺ダニ剤 (農業用及び畜産用)
10	マイレックス	2385-85-5	化審法	難分解性、高蓄積性	樹脂、ゴム、塗料、紙、 織物、電気製品等の難燃剤、 殺虫剤・殺蟻剤
11	ビス(トリブチルスズ)=オキシド	56-35-9	化審法	難分解性、高蓄積性	漁網防汚剤、船底塗料等
12	トリブチルスズ類、トリフェニルスズ類		化審法	難分解性	漁網防汚剤船底塗料等
13	ポリ塩化ビフェニル (PCB) 類		化審法	難分解性、高蓄積性	絶縁油等
14	ポリ塩化ナフタレン類(塩素数が 3 以上のもの)		化審法	難分解性、高蓄積性	機械油等
15	ジコホル	115-32-2	化審法	難分解性、高蓄積性	防ダニ剤
16	ヘキサクロロブタ-1,3-ジエン	87-68-3	化審法	難分解性、高蓄積性	溶媒
17	2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ブチルフェノール	3846-71-7	化審法	難分解性、高蓄積性	紫外線吸収剤
18	ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸)(別名 PFOS)又はその塩(*2)		化審法	難分解性、高蓄積性	撥水撥油剤、界面活性剤
19	ペルフルオロ(オクタン-1-スルホニル)=フルオリド(別名 PFOSF)	307-35-7	化審法	難分解性、高蓄積性	PFOS の原料
20	ペンタクロロベンゼン	608-93-5	化審法	難分解性、高蓄積性	農薬、副生成物
21	α-ヘキサクロロシクロヘキサン	319-84-6	化審法	難分解性、高蓄積性	リンデンの副生成物
22	β-ヘキサクロロシクロヘキサン	319-85-7	化審法	難分解性、高蓄積性	リンデンの副生成物
23	γ-ヘキサクロロシクロヘキサン(別名 リンデン)	58-89-9	化審法	難分解性、高蓄積性	農薬、殺虫剤
24	クロルデコン	143-50-0	化審法	難分解性、高蓄積性	農薬、殺虫剤
25	ヘキサプロモビフェニル	36355-01-8	化審法	難分解性、高蓄積性	難燃剤
26	テトラプロモジフェニルエーテル		化審法	難分解性、高蓄積性	難燃剤
27	ペンタプロモジフェニルエーテル		化審法	難分解性、高蓄積性	難燃剤
28	ヘキサプロモジフェニルエーテル		化審法	難分解性、高蓄積性	難燃剤
29	ヘプタプロモジフェニルエーテル		化審法	難分解性、高蓄積性	難燃剤
30	エンドスルフェン	115-29-7	化審法	難分解性、高蓄積性	農薬
31	ヘキサプロモシクロドデカン(HBCD)	3194-55-6	化審法	難分解性、高蓄積性	繊維用難燃処理薬剤 難燃性 EPS 用ビーズ 防炎生地・防炎カーテン
32	ポリ塩化ナフタレン類(塩素数が 2)		化審法	難分解性、高蓄積性	潤滑油、防腐剤、防腐用塗料
33	ペンタクロロフェノールとその塩及びエステル類		化審法	難分解性、高蓄積性	木材用の防腐剤、防虫剤 及びかび防止剤

34	石綿（アスベスト類）		労安法（*3）	発ガン性	絶縁体、充填剤、断熱材
35	ビス(クロロメチル)エーテル	542-88-1	労安法	発ガン性	染料、顔料
36	4-アミノジフェニル	92-67-1	労安法	発ガン性	顔料
37	4-ニトロジフェニル及びその塩		労安法	発ガン性	染料中間体
38	ベンジジン及びその塩	92-87-5	労安法	発ガン性	染料、硬化剤
39	β-ナフチルアミン及びその塩	91-59-8	労安法	発ガン性	染料、酸化防止剤中間体
40	黄りんマッチ		労安法	発火性、急性毒性	マッチ
41	ベンゼンのり(ベンゼン 5%を超えるもの)		労安法	発ガン性	ゴムのり
42	オゾン層破壊物質(*4)		オゾン層保護法	オゾン層破壊	冷媒、発泡剤、消火剤

(*1) 化学物質の審査および製造等の規制に関する法律

(*2) パーフルオロ(オクタン-1-スルホン酸)又はその塩は、例外的に以下の用途での使用は可とする。

- ・エッチング剤
- ・半導体用のレジストの製造
- ・業務用写真フィルムの製造(詳細は化審法の規定に従う)

(*3) 労働安全衛生法

(*4) 含有を禁止するオゾン層破壊物質はモントリオール議定書に従う。

付属書 II 化学物質管理基準のランク 2 に該当する含有禁止物質

対応法規制: 2011/65/EU (RoHS) Annex I, Annex II

	化学物質	閾値	主な環境影響	主な用途
1	カドミウム及びその化合物	0.01 重量%	腎機能障害、生殖欠陥、 発ガン性	顔料、耐食性表面処理、 電池
2	六価クロム化合物	0.1 重量%	発ガン性	顔料、塗料、インク、触媒
3	鉛/その化合物	0.1 重量%	中枢神経系機能障害、 発ガン性	ゴム硬化剤、顔料、はんだ、 メッキ
4	水銀/その化合物	0.1 重量%	脳障害、精神障害	蛍光材料、電気接点材料、
5	PBB 類	0.1 重量%	生物体内蓄積性 燃焼時ダイオキシン発生	難燃剤
6	PBDE 類	0.1 重量%	生物体内蓄積性 燃焼時ダイオキシン発生	難燃剤
7*1)	フタル酸ビス (2-エチルヘキシル) DEHP	0.1 重量%	環境への深刻な影響の懸念 生殖毒性	樹脂製品の可塑性剤 塗料、顔料、接着剤、潤滑油の 添加剤
8*1)	フタル酸ブチルベンジル BBP	0.1 重量%	生殖毒性	樹脂製品の可塑性剤 塗料、顔料、接着剤、潤滑油の 添加剤
9*1)	フタル酸ジブチル DBP	0.1 重量%	生殖毒性	樹脂製品の可塑性剤 塗料、顔料、接着剤、潤滑油の 添加剤
10*1)	フタル酸ジイソブチル DIBP	0.1 重量%	生殖毒性	樹脂製品の可塑性剤 塗料、顔料、接着剤、潤滑油の 添加剤

(*1)すでに REACH SVHC であるので非含有が望ましいが、やむを得ず含有する場合は化学物質管理基準のランク 3 に基づいた情報伝達をお願いします。2019年7月22日以降は閾値を超える含有を禁止します。

- ・含有率を閾値以下に抑えることも可とします。(意図的の有るか否かに関わらない)
- ・Annex III、Annex IV に記載された適用除外項目は同指令に従うものとします。

付属書 III JAMP 管理対象基準

管理対象基準	記号
化学物質審査法第 1 種特定化学物質リスト	JP01
安衛法製造禁止物質リスト	JP02
毒劇法特定毒物物質リスト	JP03
2011/65/EU (RoHS 指令) 対象物質群リスト	EU01
2011/37/EU (ELV 指令) 対象物質群リスト	EU02
CLP 規則 Annex VI Table 3.1 および Table 3.2 の発がん性・生殖毒性・変異原性物質リスト	EU03
REACH Annex XVII 制限対象物質	EU04
REACH 認可対象候補物質(SVHC)	EU05
850-2004-EU (EU POPs 規則) ANNEX I	EU06
ESIS PBT のうち、Fulfilling 部分	OT01
GADSL	IA01
IEC62474	IA02
JAMP-SN (Substance Number) 付与物質	JAMP SN

- RoHS 指令 : Restriction of Hazardous Substances 電気・電子機器に含まれる危険物質を規定し、物質の使用を禁止する EU 指令
- ELV 指令 : End-of Life Vehicles Directive 使用済み自動車環境に与える負荷を低減するための EU 指令
- CLP 規則 : Classification, Labeling and Packaging of substances and mixtures 物質及び混合物の分類、ラベル、包装に関する EU 規則
- REACH 規則 : Registration, Evaluation, Authorization and Restriction of Chemicals 化学物質とその安全な使用・取扱・用途(Use)に関する EU 規則
- POPs 規則 : PCB、DDT 等の残留性有機汚染物質 Persistent Organic Pollutants に対する国際条約に基づく規則
- ESIS PBT : European chemical Substances Information System 欧州各国の環境規制を取りまとめて公表するシステム。
PBT (Persistent, Bioaccumulative, and Toxic 長期残留性、生体蓄積性および毒性)
- GADSL : GLOBAL AUTOMOTIVE DECLARABLE SUBSTANCE LIST 自動車のライフサイクルにおける環境低減をめざした管理物質リスト
- IEC62474 : IEC (国際電気標準化会議) の TC111 委員会で定められた含有化学物質開示手順に関する国際規格
- JAMP-SN : CAS 番号が付与されていない物質に対して JAMP が定めた化学物質番号

付属書 IV 化学物質管理基準のランク 4 に該当する物質で工程での使用を禁止する物質(*1)

	化学物質	主な法規制等	主な環境影響	主な用途
1	オゾン層破壊物質(*2)	オゾン層保護法	オゾン層破壊	洗浄剤、冷媒
2	有機塩素系洗浄剤(*3)	土壌汚染対策法	土壌汚染	洗浄剤

(*1) 密封された状態でのみ使用されている場合は除きます。(例:冷却装置の冷媒)

(*2) 工程での使用を禁止するオゾン層破壊物質は、モントリオール議定書に従います。

(*3) 工程での使用を禁止する有機塩素系洗浄剤は以下の通りです。

トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン